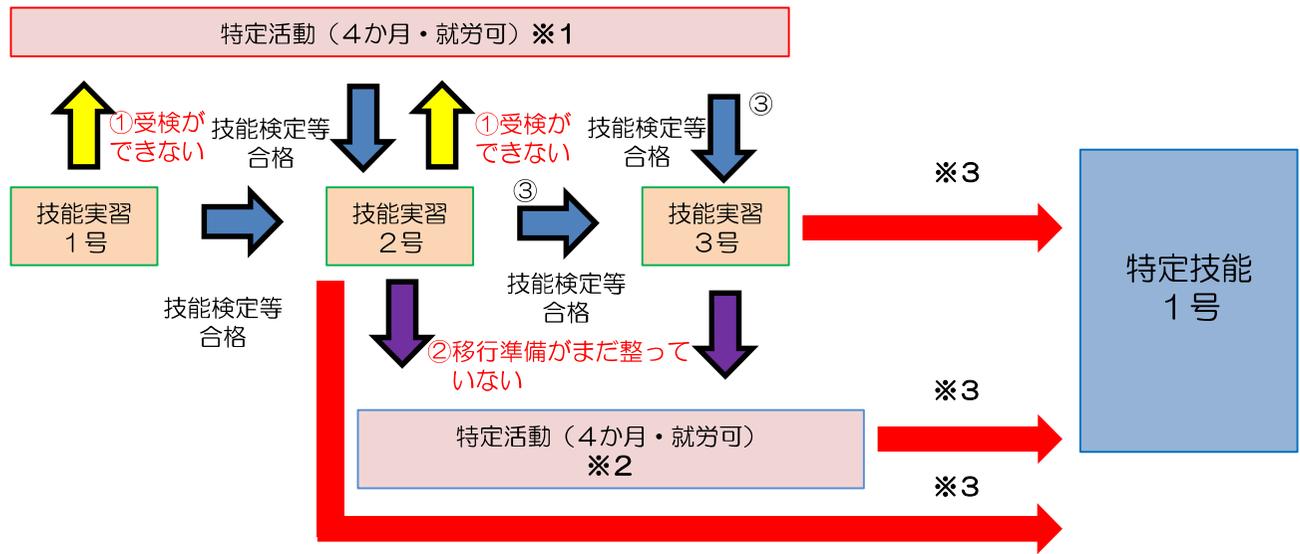


7. 技能実習生に対する対応(P.19~20)

まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となる。
- ※2 受入れ機関において、特定技能外国人として同在留資格への資格変更を予定している等の要件を満たす場合に対象となる。
- ※3 技能実習2号を良好に修了した外国人は、同一の分野・業務区分に係る特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除される。

(上記図以外の場合)

- 本国への帰国が困難な方
就労の希望の有無に応じて、「特定活動(6月・就労可又は就労不可)」への在留資格変更が可能です。
- 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方(※)(新たな実習先が見つからない場合)
一定条件を満たすことにより、「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です。
(※) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
(※) 帰国ができない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応(P.21~22)

- 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）

概要

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生及び特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可します。

対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化等（倒産、人員整理等）により、**自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなった外国人**次のような方など
 - ①技能実習生、特定技能外国人
 - ②就労資格（「技術・人文知識・国際業務」「技能」等）で就労していた外国人
 - ③教育機関における所定の課程を修了した留学生
- 2 **予定された技能実習を修了した技能実習生のうち**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、**帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人**（2020年9月7日付けで新たに対象としました。）
- 3 **ミャンマーにおける情勢不安を理由に**本邦への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。）

適用期間

当面の間
（措置を終了する場合には別途お知らせします。）

在留期間

雇用契約期間を下回らない範囲で、**「4月」から「1年」までのいずれかの最短の在留期間（1月単位）**
※本措置で1年在留した方であっても、帰国困難な場合に限り、最大6月の在留期間更新が可能です。

次ページ
に続きます

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応(P.21~22)

要件

- ア 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - イ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。)
 - ウ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - エ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - オ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと 等
- ※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



マッチング支援（雇用を維持するための支援）

転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。

※ 特定技能外国人は、非自発的離職時の転職支援を先に受ける必要があります。



※ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。）で、特定産業分野での就労を希望する方もマッチング支援の対象となります。

9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.23~25)

➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例，在留資格変更に関する特例

在留期限が到来する場合は次ページ

在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例

以下の要件に該当する方は、**現に有する在留資格のまま在留が認められます。**

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、上記の要件に該当する場合は、生活費を賄う目的の**資格外活動許可申請も可能（週28時間を限度とする包括的な資格外活動許可）**です。

資格外活動許可申請を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方（就労資格者）についての資料
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.23~25)

▶ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

本特例のまとめは
次ページ

在留資格変更に関する特例

前ページの状態のまま在留期限を迎える方については、**就職活動を目的とする（又は待機者のための）「特定活動（6月）」への在留資格の変更が認められます。**

在留資格の変更を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

また、**資格外活動の許可を受けることも可能**です。資格外活動期間については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は、**在留期間の更新（6か月）が可能（資格外活動の許可を受けることも可能）**です。

※ 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

※ 短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合は、現に有する在留資格による在留期間の更新はできません。ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合は、就職活動のための特定活動（6月）への在留資格の変更は可能（資格外活動の許可も可能）です。

留意事項

1. 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
2. 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。
3. 上記取扱いは技能実習生の方を除きます。

9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.23~25)

在留資格変更に関する特例（まとめ）

解雇・雇止め



就職活動のための**特定活動（6月）**へ在留資格変更

資格外活動許可
可能

待機



雇用先から待機期間が1か月を超えない旨の説明がある場合
【復職確認後】**現に有する在留資格により在留期間更新**

資格外活動許可
—



待機期間が1か月を超える又は不確定な場合
待機者のための特定活動へ在留資格変更

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）

勤務短縮



短縮後の勤務時間が待機時間を上回る場合
現に有する在留資格により在留期間更新

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）



短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合
現に有する在留資格により在留期間更新不可

※ ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合
就職活動のための**特定活動（6月）**へ在留資格変更

資格外活動許可
可能
（特定活動であれば）

10. その他参考事項(P.26~31)

在留支援・相談窓口「FRAT」(2021年6月1日開設)

名古屋出入国在留管理局では、在留支援のための相談窓口

「“**F**oreign **R**esidents **A**ssistance **T**eam”」(ふらっと)
かいせつ
を開設しました。



○ 場所

名古屋市港区正保町5丁目18番
名古屋出入国在留管理局1階
在留総合インフォメーションセンター内
(あおなみ線「名古屋競馬場前」徒歩1分)

○ 相談日時(★予約制)

月曜日～金曜日 8:30～16:00
※ 12:00～13:00を除きます。
※ 祝日を除きます。

○ 予約方法

電話で予約を受け付けています。

☎052-559-2111

(準備ができるまでの間、電話予約は日本語のみの対応になります。)
予約するときに下に書いてあることを伝えてください。

- 希望日時 ●名前 ●連絡先 ●国籍 ●在留資格
- 在留期間 ●在留カード番号 ●通訳が必要かどうか
- 通訳が必要な場合はその言葉 ●相談したい内容

※ 匿名での相談も対応します。

FRESCヘルプデスク(2020年9月1日開設)

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための電話相談窓口が開設されました。

- ・日本語、ベトナム語、中国語、英語 など18言語で対応しています。
- ・月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)
- ・(フリーダイヤル) 0120-76-2029

御案内はこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



10. その他参考事項(P.26~31)

相談員の方からの問い合わせ先

名古屋出入国在留管理局 在留支援担当

Tel 052-559-2151 (直通・地方公共団体相談窓口用)

お問い合わせをいただく場合は、最適な情報を提供できるよう相談者の

- ・在留資格
- ・在留期間
- ・在留期限
- ・在留状況 (難民申請中, 非正規在留中など)

などの詳しい情報を聞き取った上で連絡いただくようお願いいたします。

(相談者を特定する情報は必要ありません。)

10. その他参考事項(P.26~31)

出入国在留管理庁のホームページ①

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス関連情報は、出入国在留管理庁のウェブサイトに掲載しています。取扱いに変更等がある場合は、随時更新されますので、以下のリンクから最新情報を確認してください。

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス感染症に関する情報ページ（総合ページ）

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html



上陸拒否に関する情報

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html



帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html



EPA看護師・介護福祉士候補者等で在留している帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005565.pdf>



ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005530.pdf>



在外公館における再入国許可の延長手続について

https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/page24_000076.html



再入国許可の有効期間内に日本への再入国ができず、一度在留が途切れた期間がある方からの永住許可申請に係る取扱いについて <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006016.pdf>



10. その他参考事項(P.26~31)

出入国在留管理庁のホームページ②

解雇・雇い止め等となった方に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00156.html



実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



健康保険等に関する厚生労働省からのお知らせ

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005379.pdf>



留学生及び日本語教育機関に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html



その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い在留資格に係る活動を行うことができない場合における在留資格取消手続の「正当な理由」について（翻訳版あり：英語、中国（簡・繁）、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005545.pdf>



10. その他参考事項(P.26~31)

上陸拒否の対象地域リスト

次ページ
に続きます

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年4月3日までに指定された国・地域 (64か国・地域)	インドネシア, シンガポール, タイ, 韓国, 台湾, 中国 (香港及びマカオを含む), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア	オーストラリア, ニュージーランド	カナダ, 米国	エクアドル, チリ, ドミニカ国, パナマ, ブラジル, ボリビア ——で消しているのは、上陸拒否が解除された国・地域です。 なお、タイは令和3年5月21日に改めて指定されています。	アイスランド, アイルランド, アルバニア, アルメニア, アンドラ, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, セルビア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, バチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ポルトガル, マルタ, モナコ, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルーマニア, ルクセンブルク	イスラエル, イラン, トルコ, バーレーン	エジプト, コートジボワール, コンゴ民主共和国, モーリシャス, モロッコ
令和2年4月29日から追加 (14か国)				アンティグア・バーブーダ, セントクリストファー・ネイビス, ドミニカ共和国, バルバドス, ペルー	ウクライナ, ベラルーシ, ロシア	アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア	ジブチ
令和2年5月16日から追加 (13か国)	モルディブ			ウルグアイ, コロンビア, パナマ, ホンジュラス, メキシコ	アゼルバイジャン, カザフスタン,		カーボベルデ, ガボン, ギニアビサウ, サントメ・プリンシペ, 赤道ギニア
令和2年5月27日から追加 (11か国)	インド, パキスタン, バングラデシュ			アルゼンチン, エルサルバドル	キルギス, タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ, ギニア, 南アフリカ

10. その他参考事項(P.26～31)

上陸拒否の対象地域リスト（つづき）

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年7月1日から追加(18か国)				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
令和2年7月24日から追加(17か国・地域)	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア
令和2年8月30日から追加(13か国)	ブータン			トリニダード・トバゴ共和国, ベリーズ			エチオピア, ガンビア, ザンビア, ジンバブエ, チュニジア, ナイジェリア, マラウイ, 南スーダン, ルワンダ, レソト
令和2年11月1日から追加(2か国)	ミャンマー					ヨルダン	
令和3年5月21日から追加(7か国)	カンボジア, スリランカ, タイ, 東ティモール, モンゴル			セントルシア			セーシェル
令和3年8月24日から追加(1か国)		フィジー					